

第 4 次国土利用計画（全国計画）の構成（案）

前文

1. 国土の利用に関する基本構想

(1) 国土利用の基本方針

ア 国土利用の基本理念

イ 基本的条件の変化

以下のような点について記述を想定

- ・本格的な人口減少社会の到来
- ・多様な交流、主体に対応した多選択社会への移行
- ・都市化については、全体としては市街地の形成圧力が弱まる傾向
- ・今後とも一定の土地利用転換が発生（平成 16 年で全国で 2 万 2 千 ha）
- ・国土基盤の形成に伴う維持管理更新の増加
- ・国土利用の質的問題が将来世代に残される可能性
- ・消費資源の安定確保の問題や、地球温暖化が次世代に及ぼす影響
- ・耕作放棄地、都市内低未利用地の増加等、国土の管理水準が低下

ウ 計画における課題

- ・国土に形成された蓄積の有効利用、適切な維持管理、慎重な土地利用転換、国土利用の質的向上などの総合的な取組み、すなわち「持続可能な国土管理」が重要

(ア) 土地の有効利用と適切な土地利用転換

- ・都市的土地利用については、有効利用、良好な市街地の形成
- ・農林業的土地利用を含む自然的土地利用を適正に保全
- ・地目間相互の土地利用の転換にあたって慎重な配慮の下で計画的に実施

(イ) 持続可能な国土管理上の 3 つの観点

- ・安全で安心できる国土利用の観点
- ・循環と共生に配慮した国土利用の観点
- ・美しくゆとりある国土利用の観点

(ウ) 人と国土の関係の新たな流れ

- ・多様な主体の参画・連携の促進を図る「国土の国民的経営」が必要
- ・利用区分を別個ではなく、総合的・双方向的にとらえることが重要

(2) 地域類型別の国土利用の基本方向

ア 都市

- ・集約型都市構造への転換
- ・複数の都市や周辺の農山漁村の相互の連携・機能分担を強化
- ・自然の再生・創出、健全な水循環系の再構築、良好な景観の形成、安全な国土利用、環境負荷の少ない都市構造
- ・大都市圏の戦略的な都市基盤の整備

イ 農山漁村

- ・美しく暮らしやすい農山漁村
- ・都市との適切な機能分担・連携の強化
- ・農林水産業の競争力を強化
- ・地域住民を含む多様な主体の参画

ウ 自然維持地域

- ・自然維持地域の適正な保全
- ・劣化した環境の再生、生息・生育空間の適切な配置、連続性確保

(3) 利用区分別の国土利用の基本方向

ア 農用地

- ・国内外の食料の長期的な需給動向を考慮の上、農業生産力の維持強化に向けて必要な農用地の確保と整備を図る。
- ・農業の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮する。
- ・環境負荷低減に配慮した農業生産の推進を図る。

イ 森林

- ・地球環境問題や木材の需給動向を考慮の上、森林の多面的機能を発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向けて温室効果ガスの吸収源の確保の観点からも必要な森林の確保と整備を図る。
- ・都市周辺の森林の保全及び整備、農山漁村集落周辺の森林の適正な利用を図る。
- ・原生的な森林、貴重な動植物の生息・生育する森林について適正な維持・管理を図る。
- ・人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環を構築する観点から、再生可能な有機性資源（バイオマス）の利活用の促進を図る。

ウ 原野

- ・貴重な自然環境を形成する原野について生態系及び景観等の観点から保全を図る。
- ・その他の原野について、地域の自然環境形成機能に配慮しつつ、適正な利用を図る。

エ 水面・河川・水路

- ・河川氾濫地域における安全性確保、水資源・水力電源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、これまでに形成された国土基盤について適切な維持管理更新を実施する。
- ・自然環境保全の配慮、水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市のオープンスペース等の多様な機能の維持・向上を図る。
- ・流域の特性に応じた健全な水循環の確保を図る。

オ 道路

- ・一般道路について、地域間の交流・連携の促進、国土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるための必要な用地の確保を図るとともに、適切な維持管理更新を実施する。
- ・一般道路について、安全性、快適性等の向上、防災機能の向上、公共・公益施設の収容機能等の発揮、環境の保全への配慮、良好な沿道環境の保全・創造を図る。
- ・農道及び林道について、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るための必要な用地の確保とともに、自然環境保全へ配慮や適切な維持管理更新を実施する。

カ 住宅地

- ・人口、高齢化等の動向に対応し、豊かな住生活を実現するため、生活関連施設の整備の計画的推進や、既存市街地の再生、必要な用地の確保を図る。
- ・災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な国土利用を図る。
- ・環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

キ 工業用地

- ・環境の保全等に配慮しつつ、グローバル化や、産業の高付加価値化、産業構造の変化、工場の立地動向に対応した必要な用地の確保を図る。
- ・工場跡地について、土壌汚染が見られる場合は適切な土壌汚染調査や対策を講じたうえで、良好な都市環境の整備等のための有効利用を図る。

ク その他の宅地

- ・土地利用の高度化、中心市街地活性化、良好な環境の形成に配慮し、事務所・店舗用地について必要な用地の確保を図る。

ケ 公用・公共用施設の用地

- ・文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地について、環境の保全に配慮の上、必要な用地の確保を図る。
- ・施設整備における耐火性確保と災害時における施設の活用に配慮する。

コ レクリエーション用地

- ・自然環境の保全・再生を図りつつ、観光や地域の振興等を総合的に勘案して計画的な整備の推進を図る。
- ・森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置、広域的な利用に配慮する。

サ 低未利用地

- ・工場跡地等都市の低未利用地については、自然が残された土地の場合は開発抑制を図り、かつて開発され現在は低未利用となった土地の場合は再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、住居用地、事業用地等としての再利用・再開発を図る。
- ・農山漁村の耕作放棄地は、森林、農用地等としての活用を図るなど、それぞれの立地条件に応じて有効利用の促進を図る。

シ 沿岸域

- ・自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図るとともに、環境の保全、親水空間としての利用に配慮する。
- ・生態系保全、国土の保全、安全性向上のため、沿岸域の保全・再生を図る。

2. 国土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域の概要

(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等

- ・次期計画（全国計画）は、過去の計画における考え方を基本とし、基準年を2004年（直近のデータ取得可能年）、目標年を概ね10年後の2017年とし、集計を進めることとする。

(2) 地域別の概要

3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- ・今後、調査結果等を踏まえ、必要な措置等について検討する。

(1) 公共の福祉の優先

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

(3) 地域整備施策の推進

(4) 国土の保全と安全性の確保

(5) 環境の保全と美しい国土の形成

(6) 土地利用の転換の適正化

(7) 土地の有効利用の促進

(8) 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

(9) 指標の活用

表 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：万ha，%)

	平成16年	平成29年	構成比	
			16年	29年
農用地	481		12.7	
農地	473		12.5	
採草放牧地	8		0.2	
森林	2,509		66.4	
原野	27		0.7	
水面・河川・水路	133		3.5	
道路	131		3.5	
宅地	183		4.8	
住宅地	110		2.9	
工業用地	16		0.4	
その他の宅地	56		1.5	
その他	316		8.4	
合計	3,779		100.0	
市街地				

- ・ 平成16年の地目別区分は、国土交通省調べによる。
- ・ 道路は、一般道路及び農林道である。
- ・ 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成16年欄の市街地の面積は、平成〇〇年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(参考付表)

三大都市圏、地方圏別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：万ha，%)

	三大都市圏				地方圏			
	平成 16年	平成 29年	構成比		平成 16年	平成 29年	構成比	
			16年	29年			16年	29年
農用地	62		11.5		420		13.0	
農地	61		11.4		412		12.7	
採草放牧地	0		0.0		7		0.2	
森林	316		58.8		2,193		67.6	
原野	1		0.2		26		0.8	
水面・河川・水路	19		3.5		114		3.5	
道路	27		5.0		104		3.2	
宅地	61		11.4		122		3.8	
住宅地	37		6.9		73		2.3	
工業用地	6		1.1		11		0.3	
その他の宅地	18		3.4		39		1.2	
その他	51		9.5		264		8.1	
合計	537		100.		3,242		100.	
市街地								

注 ・ 平成16年の地目別区分は、国土交通省調べによる。

・ 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

・ 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成16年欄の市街地面積は平成〇〇年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

・ 三大都市圏（埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良）